

## 議案第103号

### 栗山町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(栗山町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 栗山町国民健康保険税条例(平成3年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)」に改める。

(栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第1条を次のように改める。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 公布の日

ア 栗山町国民健康保険税条例附則第14項の改正規定(「、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と)を削る部分に限る。)

イ 栗山町国民健康保険税条例附則第15項の改正規定(「、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得

金額の合計額（「とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（「と」を削る部分に限る。）

ウ 次条第1項の規定

(2) 附則第15項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。） 平成28年1月1日

附則第2条第1項中「前条第1号から第2号まで」を「前条第1号ア及びイ」に改め、同条第2項中「前条第1号から第2号まで」を「前条第1号ア及びイ」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成28年1月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。